

戦没者等のご遺族の皆様へ

特別弔慰金の請求期限が近づいています。

請求期限は、

平成30年4月2日

です。

この期限を過ぎますと、第十回特別弔慰金を受ける権利が消滅しますのでお早めにご請求ください。

●支給対象となる方

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

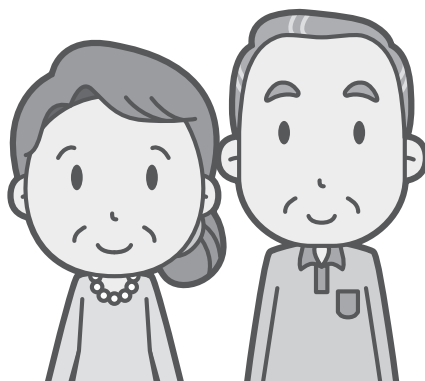
1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●給付内容

国債名称 第十回特別弔慰金
額 面 25万円、5年償還の記名国債

●持ってくるもの

- ・ 請求者又は委任者の身分証明書
- ・ 国債券受取時の印鑑
- ・ 請求者のマイナンバー通知カード



※請求済みの方は、手続きの必要はありません。

●請求窓口・問い合わせ先 / 福祉事務所 社会福祉班 ☎82-9519